

低所得世帯物価高騰対策給付金のご案内

(住民税均等割のみ課税世帯及びこども加算)

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給金額及び支給時期

1世帯あたり 7万円

※赤平市が確認書を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯は、令和5年12月1日時点で、赤平市に住民票がある方で、次の(1)または(2)に該当する世帯

令和5年度の課税状況において、

- (1)「世帯の全員が均等割のみ課税」の世帯
- (2)「均等割のみ課税」の方と「非課税」の方のみで構成される世帯

確認書が届きます。内容確認の上**返送が必要です**。
返送期限：**令和6年7月1日(月)**



こども加算

児童1人当たり 5万円

同一世帯に扶養されている平成17年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子どもがいる場合に加算されます。対象世帯には、文書が同封されていますので、ご確認ください。



給付金に関する「**振り込め詐欺**」や
個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

「低所得世帯物価高騰対策給付金」窓口

赤平市役所 社会福祉課 地域福祉係



0125-74-5344

受付時間 平日8:30~17:00

確認書の記入の仕方は裏面をご確認ください。